

宮城県警察の巡査長に関する訓令

昭和42年7月11日
宮城県警察本部訓令第5号

宮城県警察の巡査長に関する訓令を次のように定める。

宮城県警察の巡査長に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、巡査長に関する規則（昭和42年国家公安委員会規則第3号）及び宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）第19条の規定に基づき、宮城県警察の巡査長の設置等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(巡査長の設置)

第2条 警察本部の部に置かれた課等、警察学校、仙台市警察部に置かれた課及び警察署（以下「所属」と総称する。）に、次の各号に掲げる基準に従い、巡査長を置くものとする。

- (1) 巡査が複数で勤務する交番については、勤務の単位ごとに1人以上
- (2) 巡査が勤務する駐在所については、重要なものごとに1人
- (3) 前2号に掲げる勤務箇所以外の箇所については、必要があるものごとに1人以上

(巡査長の行う職務)

第3条 巡査長は、巡査として勤務するほか、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 勤務を共にする巡査（巡査長たる巡査を除く。以下同じ。）に対し、自己の勤務を通じて実務の指導に当たること。
- (2) 勤務を共にする巡査の勤務について必要な調整をすること。

(巡査長に充てる巡査)

第4条 巡査長には、勤務成績が優良であり、かつ、実務経験が豊富な巡査であって、次の各号のいずれかに該当するものから選考して充てるものとする。

- (1) 勤務年数が6年（学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学（短期大学を除く。）を卒業した者にあつては2年、同法に定める短期大学又は高等専門学校を卒業した者（同法に定める専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）にあつては4年）に達しており、かつ、指導力を有する者
- (2) 巡査部長昇任資格考査に合格している者その他勤務成績が優秀であり、かつ、優れた指導力を有する者

(巡査長の選考の方法)

第5条 巡査長の選考は、所属長から推薦された巡査について、書面審査により行うものとする。ただし、警察本部長が必要と認めるときは、面接審査を併せて行うことができる。

(巡査長の任命)

第6条 巡査長は、警察本部長が任命する。

(巡査長の選考の欠格要件)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者については、巡査長の選考を行わないものとする。

- (1) 現に休職中又は休業中の者

- (2) 選考の期日以前1年以内に懲戒処分を受けた者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、警察本部長が巡査長に充てることが適当でないとする者

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和42年8月1日から施行する。

(巡査長の数の経過措置)

2 巡査長の数は、この訓令の施行の日から昭和43年3月31日までの間は200人以上とし、所属ごとの数は、別に定める。

附 則 (昭和44年12月10日本部訓令第18号)

この訓令は、昭和44年12月10日から施行する。

附 則 (昭和45年4月6日本部訓令第3号)

この訓令は、昭和45年4月6日から施行し、昭和45年3月15日から適用する。

附 則 (昭和46年6月23日本部訓令第4号)

この訓令は、昭和46年6月23日から施行し、昭和46年3月5日から適用する。

附 則 (昭和49年8月13日本部訓令第6号)

この訓令は、昭和49年8月13日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則 (昭和51年7月17日本部訓令第9号)

この訓令は、昭和51年7月17日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則 (昭和53年4月25日本部訓令第7号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則 (昭和54年8月25日本部訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則 (昭和55年7月1日本部訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則 (昭和61年5月12日本部訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和61年3月22日から適用する。

附 則 (昭和62年5月27日本部訓令第7号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則 (平成元年5月30日本部訓令第8号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則 (平成3年5月10日本部訓令第8号)

この訓令は、平成3年5月10日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則 (平成4年7月21日本部訓令第20号)

この訓令は、平成4年7月21日から施行し、平成4年3月23日から適用する。

附 則 (平成5年12月1日本部訓令第16号)

この訓令は、平成5年12月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月28日本部訓令第6号)

この訓令は、平成6年3月29日から施行する。

附 則 (平成6年10月31日本部訓令第14号)

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成8年3月22日本部訓令第5号）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月24日本部訓令第7号）

この訓令は、平成10年3月24日から施行する。

附 則（平成13年3月26日本部訓令第11号）

この訓令は、平成13年3月26日から施行する。

附 則（平成16年3月23日本部訓令第9号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月17日本部訓令第23号）

この訓令は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成31年3月7日本部訓令第7号）

この訓令は、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）の施行の日（平成31年4月1日）から施行する。